

新宿区パブリック・コメント制度に関する規則実施要領

平成 14 年 5 月 30 日

14 新企広第 137 号企画部長決定

(目的)

第 1 条 この要領は、新宿区パブリック・コメント制度に関する規則（平成 14 年新宿区規則第 62 号。以下「規則」という。）の実施について、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要領において使用する用語の意義は、別に定めのない限り、規則で定める用語の例による。

(施策等の案の公表)

第 3 条 規則第 5 条第 1 項に規定する公表に係る事案の決定区分は区長とし、決定関与として総合政策部区政情報課長（以下「区政情報課長」という。）及び総合政策部広聴担当副参事に協議するものとする。この場合において、部の庶務担当課長に決定関与を行わせることができる。

2 前項の規定により区長の決定が行われた場合には、規則第 2 条第 2 号に規定する担当課（以下「担当課」という。）の長は、速やかに当該公表に係る必要な事項について、新宿区パブリック・コメント制度一覧掲載依頼書（第 1 号様式）により、区政情報課長に報告しなければならない。

3 規則第 6 条第 1 項に規定する公表は、次の各号に掲げる事項を掲載して行うものとする。

- (1) 施策等の名称
- (2) 施策等の案に関連する資料の名称
- (3) 公表案等の入手方法
- (4) 意見等の提出期間
- (5) 意見等の提出方法
- (6) 意見等の提出先
- (7) 規則第 7 条第 3 項各号に規定する事項を明示する必要がある旨
- (8) その他区長が必要と認める事項

(施策等の案の公表に係る一覧の作成)

第 4 条 区政情報課長は、前条第 2 項に規定する報告に基づき、新宿区パブリック・コメ

ント制度実施状況（第2号様式）を作成するものとする。当該実施状況は規則第10条第1項に規定する施策等の案の一覧とする。

（意見の提出方法）

第5条 規則第7条第2項の規定による意見等の提出方法は、担当課の窓口へ直接提出する方法、郵便又はファクシミリを利用して提出する方法その他の方法のうちから区長が定める。

（意思決定の公表）

第6条 規則第8条第1項に規定する意思決定に係る事案の決定区分は、区長とする。

2 前項の規定により区長の決定が行われ、規則第8条第1項の規定による公表を行おうとする場合には、担当課の長は、速やかに新宿区パブリック・コメント制度実施結果報告書（第3号様式）に、同項各号に掲げる事項を記載した書面を添えて区政情報課長に報告しなければならない。

（意思決定の公表に係る一覧の作成）

第7条 区政情報課長は、前条第2項に規定する報告に基づき、新宿区パブリック・コメント制度実施結果（第4号様式）を作成するものとする。当該実施結果は規則第10条第1項に規定する施策等の一覧とする。

附 則

この要領は、平成14年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

記号番号

年月日

総合政策部区政情報課長 あて

（担当課の長）

新宿区パブリック・コメント制度一覧掲載依頼書

新宿区パブリック・コメント制度に関する規則第5条第1項の規定に基づく施策等の案の公表について、以下のとおり実施しますので、報告します。

- 1 施策等の名称
- 2 施策等の案の概要
- 3 関連する資料の名称
- 4 施策等を作成した趣旨、目的及び背景
- 5 公表案等の公表日、公表方法及び入手方法
- 6 意見等の提出期間、提出方法及び提出先
- 7 意見等の結果の公表時期(予定)及び公表方法
- 8 担当課名及び連絡先(担当者名及び電話)

第2号様式（第4条関係）

新宿区パブリック・コメント制度実施状況

新宿区で行っているパブリック・コメント制度は次のとおりです。

ご意見等募集中の案件一覧

(1) 区の総合的な施策に関する計画又は指針の策定及び重要な改定

案件名	公表日	公表案等の 入手方法	意見等の		問い合わせ先
			提出期限	提出方法	

(2) 各行政分野の施策の基本方針又は基本的な事項を定める計画の策定及び重要な改定

案件名	公表日	公表案等の 入手方法	意見等の		問い合わせ先
			提出期限	提出方法	

(3) 区政運営に関する基本的な方針等を定めることを内容とする条例の制定、改正及び廃止に係る案の作成

案件名	公表日	公表案等の 入手方法	意見等の		問い合わせ先
			提出期限	提出方法	

(4) その他区長がパブリック・コメント制度を適用することが必要と認める施策等の策定等

案件名	公表日	公表案等の 入手方法	意見等の		問い合わせ先
			提出期限	提出方法	

第 3 号様式（第 6 条関係）

記号番号

年月日

総合政策部区政情報課長 あて

（担当課の長）

新宿区パブリック・コメント制度実施結果報告書

新宿区パブリック・コメント制度に関する規則第 8 条第 1 項の規定に基づく意見等の公表について、以下のとおり行いますので、報告します。

- 1 施策等の名称
- 2 意見等の結果公表日
- 3 意見等の提出件数及び提出人数
- 4 意見等の公表に係る資料の名称
- 5 公表結果資料の公表方法及び入手方法
- 6 担当課名及び連絡先(担当者名及び電話)

第4号様式（第7条関係）

新宿区パブリック・コメント制度実施結果

新宿区で行ったパブリック・コメント制度の結果は次のとおりです。

ご意見等募集案件に関する結果一覧

(1) 区の総合的な施策に関する計画又は指針の策定及び重要な改定

案件名	意見等の提出期間	結果公表日	意見提出件数等	問い合わせ先

(2) 各行政分野の施策の基本方針又は基本的な事項を定める計画の策定及び重要な改定

案件名	意見等の提出期間	結果公表日	意見提出件数等	問い合わせ先

(3) 区政運営に関する基本的な方針等を定めることを内容とする条例の制定、改正及び廃止に係る案の作成

案件名	意見等の提出期間	結果公表日	意見提出件数等	問い合わせ先

(4) その他区長がパブリック・コメント制度を適用することが必要と認める施策等の策定等

案件名	意見等の提出期間	結果公表日	意見提出件数等	問い合わせ先